

令和4年3月31日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名及び住所：タチバナ工業株式会社
香川県高松市朝日新町32番45号
- 指名停止措置期間：令和4年3月31日から令和4年6月30日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要
タチバナ工業（株）の取締役専務が、香川県小豆郡土庄町が発注した沖之島の架橋工事で、前町長より入札に関する秘密情報（最低制限価格）を聞き出して不正に落札したとして、令和4年2月3日香川県警に逮捕され、令和4年2月24日公契約関係競売等妨害罪で起訴された。
- 指名停止措置理由
有資格業者であるタチバナ工業(株)の取締役専務が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第10号」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 山下 重徳
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138